

第1回 公益認定等ガイドライン研究会  
議事概要

日 時：令和6年6月6日（木）13:30～15:45

場 所：虎ノ門 37 森ビル 12 階会議室（Web 会議併用）

参 与：生野参与、板垣参与、黒田参与、実吉参与、篠塚参与、鈴木参与、溜箭参与、  
松元参与、宮森参与、湯浅参与、吉井参与

事務局：北川局長、高角次長、大野参事官、松本法令基準室長

【議事】

- （1）本研究会の運営等について
- （2）新ガイドラインの検討の方向性及び検討スケジュールについて
- （3）新ガイドラインの全体構成について
- （4）新ガイドラインの骨子案(基本的事項(総則)等)について

【概要】

○ 冒頭、北川局長から、研究会を設置した趣旨については、今般の制度改正の理念に則って「使い勝手のよい制度」「透明性の高い行政」を実現するためにオープンな議論を行うためであること、ガイドラインの見直しの基本理念については、「ユーザーサイドからみて予見可能性、透明性の高い行政」、「法律に基づく行政」の徹底、国・都道府県の行政担当者による「判断のばらつきを抑制」することであると、有識者・関係者の皆さんと検討していきたい旨の挨拶があった。

○ 研究会参与の互選により、座長は湯浅参与に決定された。

○ 主な意見等は次の通り。

（1）本研究会の運営について 事務局から資料1及び資料2に基づき説明を行い、原案のとおり決定された。続いて、新ガイドラインの検討の方向性及び検討スケジュールについて、資料3及び資料4に基づき説明を行い、特段の異論はなかった。

（2）新ガイドラインの全体構成について

事務局から資料5に基づき説明を行い、全体構成について了承を得るとともに、項目の一部について以下の意見交換が行われた。

- ・ガイドラインの枠組みは継続していくので、しっかりと検討することが重要。
- ・ガイドラインには普遍性、一般性が求められる。どこまで書けるか、何を書かないかの線引きが必要。

- ・ 地方分権について、総則で説明してほしい。
- ・ 処分基準である「監督」については、期待・ニーズも大きいので、他省の例も参考に検討してほしい。
- ・ 第2章で「公益目的事業該当性」の判断について総論を新設することは賛成。その上で第2章と第3章については、整理が必要である。
- ・ 多様な民間公益活動、草の根市民の新しいチャレンジを広く柔軟に認めるガイドラインにしてほしい。
- ・ ガイドラインを記入するためのマニュアルとすることには消極的である。
- ・ 監督の基準については、現場で混乱している面があるのでクリアーにしてほしい。
- ・ 基本的な考え方の記述に際しては、ガバナンスはきちんするが、法人の運営の自由は大事にする等のフィロソフィーの変更を明示した方がいいのではないか。
- ・ 具体例を記載することは、全体を通じて大事なことである。
- ・ 第1章又は第2章で、チェックポイントの意味合いを説明する必要がある。

### (3) 新ガイドラインの骨子案(基本的事項(総則)等)について

事務局から資料6及び資料7について説明を行い、以下について意見交換が行われた。

- ・ 地方自治との関係についての基準となるような記載が必要である。
- ・ 合議制機関で審査することと申請の際の審査基準を示すことは矛盾しない。行政の遂行の意味でも申請の審査基準は必要。
- ・ コンプライアンスについては、記載の必要性は理解できるが、ガイドラインが法令の解釈運用指針であるとの位置付けであることを考慮すると、第2条の公益目的事業該当性のパーツとして記載することは無理がある。仮に記載するとすれば第5条が適当。第2条に記載する場合は何らかの工夫が必要。
- ・ 営利競合だと認めない等については、必ずしも法律やどこかで考え方が示されているわけではないため、法人側も困るので先に理論的整理が必要ではないか。
- ・ 公益性の判断例について実例を公表することは必要。事例については、不認定事例のみでなく、認定事例も掲載した方がいい。また、議論の内容を高める観点から、コンテキストがわかることが必要であり、可能な限り個別法人名も明らかにしてほしい。
- ・ 本ガイドラインは行政庁の職員の職務遂行の指針でもあることを明確にすれば位置づけが明確になる。
- ・ 抽象的な議論を回避する観点から、可能な範囲で、次回以降、境界事例を出してほしい。また、事例集の作成も検討してほしい。
- ・ 小規模法人も多いため、できる限り、簡素で分かりやすいガイドラインにしてほしい。

以上